

指定福祉用具貸与費 軽度者例外給付マニュアル

富津市

令和4年2月作成

例外給付について

指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい種目に対しては、原則として算定できない。

しかし、利用者等告示第31号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能である。

調査票で利用者等告示第31号のイで定める状態像に該当することが確認できないときは、市へ例外給付申請をし、市が適当と認めた場合は算定が可能となる。

※福祉用具利用開始時に審査結果が出ていない場合も含む。

算定の可否の判断基準（平成12年3月1日付け老企第36号第2の9（2））

ア 基本調査の直近の結果（要約）

基本調査の結果を用い、利用者等告示第31号のイで定める状態像に該当するか確認し、指定福祉用具貸与費の算定が可能か判断する。

指定福祉用具貸与事業者は、当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者又は本人から調査票の写しを入手し、結果の確認を行い、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

→ケアマネジャー等が必要な確認を行った上で、例外給付の対象とする。市への申請は不要。

イ ケアマネジメントによる判断（要約）

車いす及び車いす付属品、移動用リフト（座椅子型含む）の一部状態像について、該当する基本調査結果がないため、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。

なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

→市が適切なケアマネジメントと判断した上で、例外給付の対象とする。市への申請が必要。

ウ 市による判断（要約）

基本調査の結果からは対象外種目の利用が想定できないが、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。

i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化)
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者 (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

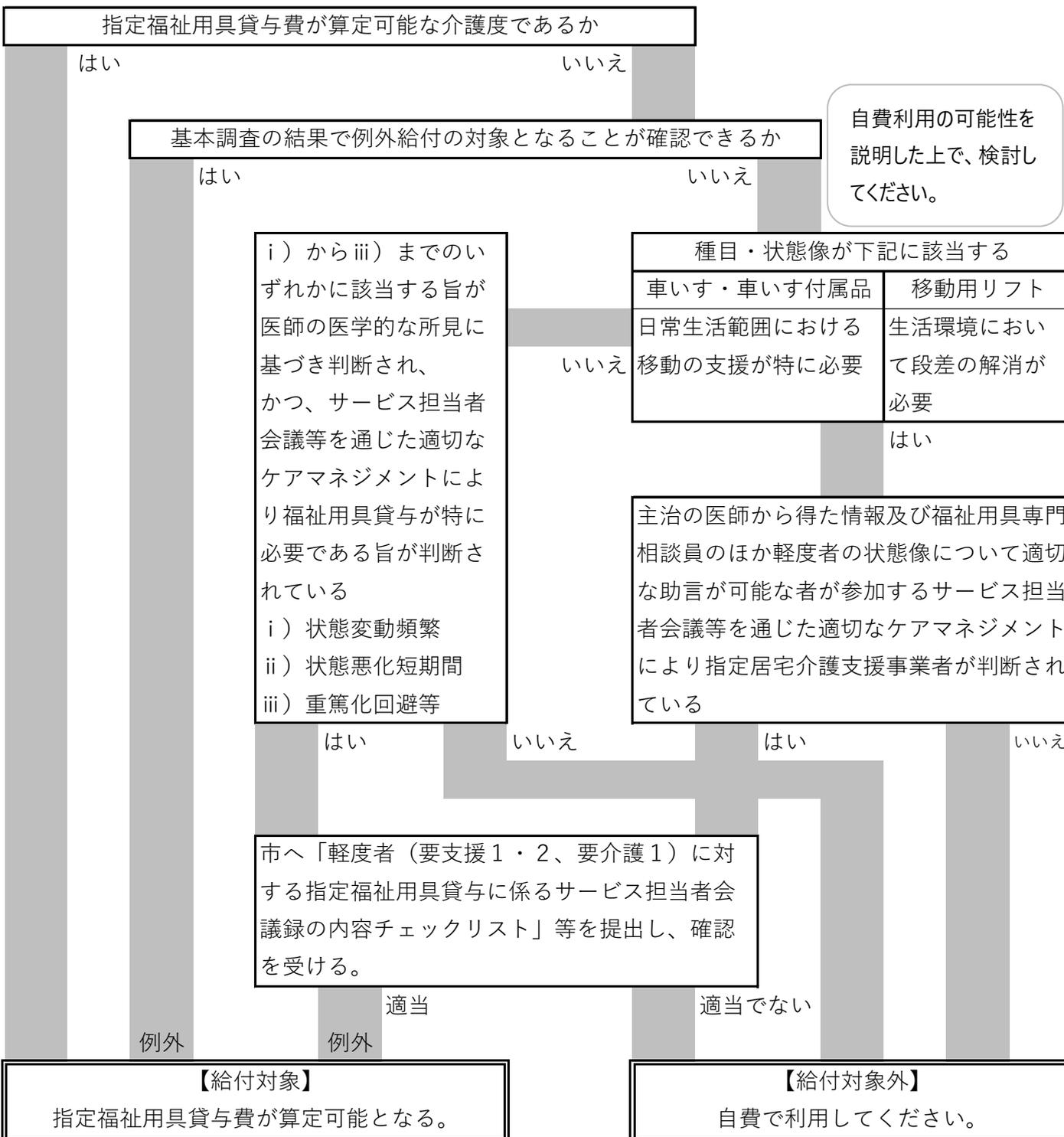
→市が医師の所見及びケアマネジメントを書面等により確認した上で、例外給付の対象とする。

市への申請が必要。

例外給付対象種目・対象者

対象種目	要支援1・2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5
車いす及び車いす付属品	例外給付	○	○
特殊寝台及び特殊寝台付属品	例外給付	○	○
床ずれ防止用具及び体位変換器	例外給付	○	○
認知症老人徘徊感知機器	例外給付	○	○
移動用リフト（つり具除く）	例外給付	○	○
自動排泄処理装置（尿のみ吸引するもの除く）	例外給付	例外給付	○

フローチャート



提出書類

市が適切なケアマネジメントであることを確認するため、以下の書類を提出してください。

- チェックリスト
- 居宅サービス計画書（第1～3表）
- サービス担当者会議の要点（第4表）
- サービス利用票・別表（第6・7表）
- 医師の医学的な所見がわかるもの ※「ウ 市による判断」に該当する場合のみ
- 貸与品がわかるもの（カタログの写しなど） ※居宅サービス計画書等で確認できれば不要

提出期限・適用期間

- **利用を開始した日から数えて30日以内**

30日を超えて提出した場合、提出月の初日にさかのぼって給付対象とします。

基本的には貸与開始前に提出していただくものです。

市が適当であることを認めた上で、許可した期間について算定が可能となります。

ただし、緊急利用など、事前の申請が困難な場合も想定されるため、期限までに提出するようにしてください。この期限を過ぎて申請があった場合は、申請日の前月までは給付対象外となりますので、ご注意ください。



- ・ 2月28日に提出した場合

1月30日から数えて30日以内のため、1月30日から算定が可能。

- ・ 3月5日に提出した場合

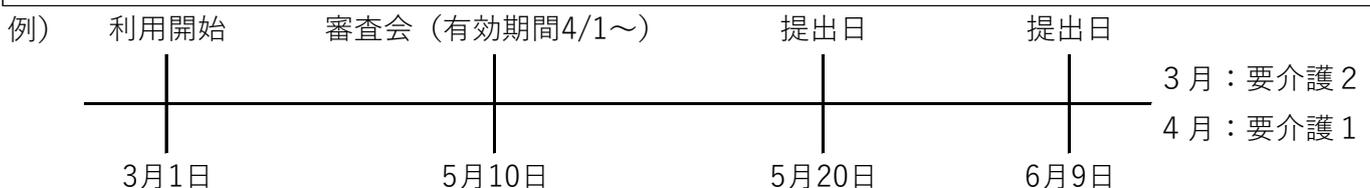
1月30日から数えて30日を超えているため、3月1日から算定が可能。1月・2月は自費。

- **軽度者となったことが確定した日から数えて30日以内**

30日を超えて提出した場合、提出月の初日にさかのぼって給付対象とします。

更新前の介護度では指定福祉用具貸与費が算定可能であった者が、軽度者となり、引き続き福祉用具の利用が必要と判断した場合には、期限までに提出してください。

この期限は、新規申請や変更申請を想定したものではありません。認定結果が出ていない場合は、基本的には「利用を開始した日から数えて30日以内」に提出してください。



- ・ 5月20日に提出した場合

5月10日から数えて30日以内のため、4月1日以後も算定が可能。

- ・ 6月9日に提出した場合

5月10日から数えて30日を超えているため、6月1日から算定が可能。4月・5月は自費。

Q&A

問	サービス担当者会議の要点（第4表）は、いつ開催したものを提出したらよいですか。
答	医師の医学的な所見に基づき i～iii のいずれかに該当することを確認した後、例外給付として福祉用具貸与が特に必要である旨が話し合われたものを提出してください。 暫定プランで利用を開始する場合は、暫定プラン作成時のものを提出してください。

問	主治医の所見等があれば必ず例外給付の対象となりますか。
答	主治医の所見等だけで例外給付の対象となるのではなく、被保険者の状態像から自費の貸与品が適当でない場合や、自費の貸与品が存在しない場合に限り、対象となります。 サービス担当者会議記録で、自費の貸与品から保険給付での貸与品を検討するに至った理由を確認して判断します。

問	主治医の所見は、どのように確認するのですか。
答	書面（主治医意見書のほか、診断書や退院前のカンファレンスの記録など）で確認します。 主治医がサービス担当者会議に出席した場合は、その記録で確認します。 受診時等の意見聴取の場合は、日時・場所・内容がわかる記録にできるだけ署名をもらってください。※押印不要

問	主治医の所見は、どのような点を確認しますか。
答	・主治医の病院名及び氏名（自署） ・疾病や身体状況から i から iii のいずれかに該当する旨 ・福祉用具についての意見 ※医師氏名の欄には、押印の必要はありません。ただし、医師本人の記入であることを確認する必要がありますことから、医師氏名は医師本人による自署をお願いします。

問	福祉用具専門相談員の意見はどのような点を確認しますか。
答	軽度者の状態像や、安全性の観点から貸与品を選定したことが記載されているか確認します。 利用時の懸念事項等について利用者へ説明を行った場合は、その内容も記載してください。

注意

このマニュアルは、指定福祉用具貸与の例外給付について富津市におけるルールを説明するために作成したものです。法令等から内容を抜粋して記載していますので、必ず法令や通知をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、保険者により提出期限等取扱いが異なりますので、ご注意ください。

また、作成日時点の法令等を基に記載していますので、これ以後に変更があった場合は最新の法令等を優先してください。

〈参考〉

老企第36号表（利用者等告示第31号のイで定める状態像）

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	—
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「4. 全介助」